

## 第 10 回 鹿島市農業委員会定例総会 議事録

1、開催日時 令和2年2月3日(月) 午後2時00分 ~ 午後3時30分

2、開催場所 新世紀センター 2階会議室

3、出席委員 11名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

4、欠席委員 1名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

### 5、議事日程

①第1 議事録署名委員の指名 3番 中村 正信 委員 9番 中村 博之 委員

②第2 報告第 14号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について  
 議案第 42号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について  
(保留分)  
 議案第 43号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について  
 議案第 44号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について  
 議案第 45号 農業法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について  
 議案第 46号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画  
について  
 議案第 15号 農地等形状変更届出について

### 6、農業委員会事務局職員

役 職	氏 名
事務局長	田中 宏幸
局長補佐	星野 晃希
書記	峰松 一実
書記	植松 優太

#### ◎農業委員出席簿

席順	委員名	出席	席順	委員名	出席
1	三原 一義	○	7	坂本 理一	○
2	中牟田 安彦	○	8	廣瀬 幸治	○
3	中村 正信	○	9	中村 博之	○
4	木下 英春	○	10	山口 和子	○
5	江頭 武寛	×	11	松浦 秋行	○
6	大町 朝子	○	12	織田 博吉	○
			計	12名	11名

#### ◎農地利用最適化推進委員出席簿

担当地区	農地利用最適化推進委員名
母ヶ浦・西葉	中西 和明
中尾・上古枝・竹ノ木庭・平仁田	山口 敏春
東三河内・西三河内・中川内・ 早ノ瀬・大野・広平	熊谷 勉

## 7. 会議の概要

事務局	<p>只今から第10回鹿島市農業委員会定例総会を開きます。総会に入ります前に本日の点呼を取らせていただきます。(1番三原委員から12番織田委員まで点呼をし、5番江頭委員の欠席及び他全員の出席を確認。)次に議事録署名人の指名をします。3番中村正信委員と9番中村博之委員にお願いいたします。よろしくをお願いいたします。審議に入ります前に、いつもの通り議事進行について4点ほど注意いたします。1点目です。各自意見・質問をされる場合は、必ず挙手をし、議長の指名があつてから、その席で自分の議席番号と氏名を述べ、意見・質問等を全員に聞こえるように言ってください。また、議事に関することのみを簡潔にお願いいたします。2点目です。議事に入りましてからの私語はこれをきつく禁止いたします。3点目です。この会場内は禁煙とします。審議の進捗状況を見ながら議長の判断により、休憩時間を取り入れていきますのでご協力ください。なお、トイレにつきましては制限ありませんが起立して議長席の方へ軽く会釈をしてから退席し、用を済ませたら速やかにお戻りください。4点目です。農業委員会等に関する法律第31条に委員の議事参与の制限規定がございます。提案される議案の中に親族の場合は6親等、姻族の場合は3親等になる者に関連する議案があり、これを審議するときは特に指示されなくても自主的にこの会議場から退席してください。後でその事実が判明した場合は、許可の取り消しや罰則を受けることがありますので、ご注意をお願いします。以上については、個々が自覚して会議場のマナーとしてご協力をよろしくお願いします。では、慣例によりまして議長を会長にお願いします。</p>
会長	<p>改めまして、こんにちは。本日の議題は議案5件と報告2件であります。 早速、審議に入ります。報告第14号「農地法第18条6項の規定による解約報告について」を議題とします。本件につきましては一括審議いたします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>総会議案・説明資料の1頁と2頁をご覧ください。報告第14号について説明いたします。記載のとおり6件となっています。合計13筆で面積が11,495平米となっています。内訳は田が12筆で、10,964平米です。畑は1筆で、531平米となっています。解約事由は双方合意による借人変更のためが1件。借人からの申し出が2件。農地法第5条申請のためが2件。農地中間管理機構への再設定のためが1件となっております。</p> <p>なお、1番と2番の農地法第5条申請のためはこの総会議案の第43号に諮られています。3番の借人変更のための1件は今総会に新たな借人の申請は上がってきていないのですが、新しい借人との間で話は済んでいるようです。4番と5番は現在新しい借り手の方を探されているようです。6番は今総会の議案第46号の21番に上がっています。以上で報告第14号の説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の説明について質問はありませんか。無いようなので報告14号を終わります。 次に議案第42号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について(保留分)」を審議します。</p>
事務局	<p>総会議案・説明資料の3頁をお開きください。番号1について説明いたします。位置図の1頁も併せてご覧ください。この案件につきましては、先月の総会に議案第36号としてかけられていた案件です。申請の内容は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。</p> <p>保留になった理由は、申請地の東西の農地の用排水のことが不明であったこと申請地が以前に造成された経緯を整理することでした。本日は行政書士の〇〇さん、貸出人の方に参考人として来ていただいていますので、この2点を確認すると先月の総会でなっていました。事務局からは以上です。</p>
議長	<p>それでは行政書士の〇〇さんと貸出人の〇〇さんに入ってもらってください。</p>
	<p>(貸出人の〇〇さん、行政書士の〇〇さん入室)</p>
議長	<p>先月の総会でも審議しましたが、申請地を造成された経過が手続きを取られていたという説明をされました。ただはつきりしない部分があり、私達が理解出来ないところもありました。こ</p>

	<p>れが1点。もう1点は用排水のことです。現地調査もしていますが、どこから流れてきて、どこへ流れていくのか非常に分かりづらく、理解できなかったのが、今回改めて審議することになりました。そのような訳で今回お二人に来ていただいています。まず〇〇推進委員に今までの流れについて説明をお願いしたいと思います。</p>
担当 推進委員	<p>先月の総会に出席できなくてすみませんでした。申請地は平成7年ぐらいに許可を取ったものと思って、埋め立てをしてあるようです。当時は水田でありまして、用水は国道を横断して来ています。国道を横断する上流側の飲み口の所には溜枘が設置してあります。当時、申請地と東西の田に用水されていましたが、申請地が埋め立ててあり、東側は耕作されていないので、申請地の西側だけに水が入るようになっていきます。申請地西側の田からの排水は口が別にあって西の方に流れていきます。西の方に河川がありますが、その手前で北に曲がって鉄道北側の田への用水になっています。説明は以上となります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 行政書士の方に質問ですが、今回の申請にあたって周辺農地の所有者や耕作者の方に説明をして同意は取られているのですか。</p>
行政書士	<p>周辺耕作者の方には説明をし、承諾を頂いております。</p>
議長	<p>東側の農地はいつから耕作をされてなかったのですか。</p>
行政書士	<p>貸出人の〇〇さんに聞いたところ、今回の申請地は平成7年から8年ごろに埋め立てを行ったと推測されるのですが、その頃から耕作をされていなかったようです。</p>
議長	<p>自己保全ということでしょうか。反対側の水田は毎年作られているのですか。</p>
担当 推進委員	<p>はい。自己保全になっています。20年以上耕作をされていません。反対側は毎年作られています。</p>
議長	<p>西側の農地は現在も耕作をされているようですが、水の流れは国道に暗渠が入っていて、ここを流れて来たのを用水し、排水は東へ流れる水路に出しているということでもいいですね。水量的には問題ないですか。</p>
担当 推進委員	<p>通常は問題ないかと思います。水不足の時はポンプで西側の川から汲み上げて対応しているようです。</p>
議長	<p>他に皆さんから質問・意見はありませんか。分からないところがあれば、聴いてください。</p>
7番委員	<p>申請地は半周分ブロックが積んでありますが、将来的に全部をブロックで囲うつもりですか。</p>
行政書士	<p>現在申請地と西側農地、北側の鉄道の間には擁壁はしていますが、東側の農地との間には擁壁がありませんが、転圧して法面にしてあります。造成されて長い時間が経っていますので、崩れる心配はないと考えます。今のところ、ここに擁壁を施すという予定はありません。</p>
議長	<p>確認のために〇〇さんに改めて聞きますが、当時埋め立ての申請については誰かに頼んで申請されたのですか。埋め立ての工事は誰がされたのですか。</p>
貸出人	<p>転用などの手続きは〇〇設計事務所をお願いをしていましたが、埋め立ては自分で行いました。</p>
議長	<p>それでは埋め立ては申請したので、始められたのですか。許可が下りてきたから始められたのですか。</p>
貸出人	<p>県から許可が下りたので行いました。</p>
議長	<p>農業委員会には当時許可が下りたという記録は残っていないのですか。</p>
事務局	<p>事務局には当時許可が下りた記録は残っていません。(事務局職員、県へ問い合わせのため退室、執務室へ)</p>
10番委員	<p>公有水面の許可は今回が初めてですか。</p>
行政書士	<p>公有水面の許可は過去に取られていて、平成18年に更新をされています。</p>
10番委員	<p>前から許可があったということは転用の申請があったのかもしれないです。</p>

議長	公有水面の最初の許可が下りたのは〇〇さんが埋め立てを行った時期と同じくらいですか。
行政書士	はい。同じ時期になります。
議長	ありがとうございました。
	(貸出人の〇〇さん、行政書士の〇〇さん退室)
議長	もしかしたら、転用の申請をしているのかもしれないですね。県に記録は残っていないのですか。
	(事務局職員、執務室から県からの確認を取り、入室)
事務局	確認してみたら、県は許可を出しているとのことでした。 ただ、その後現地には申請の通りの建屋が立っていないということで転用が完了していない状況にあります。
議長	これで貸出人の方が許可下りたので埋め立てを行ったと言われていたので、辻褄が合うようです。農地転用するところで西側農地への支障は無いようですし、20年以上前に転用許可を取られていたが、転用完了していない状態なので、事務局は県に経過・事情を説明して対処を協議してください。
事務局	分かりました。(総会后、県に経過等を説明し、許可証を発行。農業委員にも了承を頂く。)
議長	それでは次に進みたいと思います。 次に議案第43号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」の1番の説明を事務局からお願いします。
事務局	番号1について説明いたします。総会議案資料は4頁、位置図は2頁も併せてご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇でございます。登記地目・現況地目は共に畑になっています。登記面積は531平米です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん69歳、〇〇師の方です。 譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん82歳、農業の方です。転用の目的は植林で、スギの木を75本植える計画となっています。農地区分は2種農地で、周囲の状況ですが、東は畑と道路、西と南は道路、北は道路と畑となっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで条件はなしとなっています。農振除外の申請をされて許可を受けてられています。番号1の説明は以上です。
議長	担当委員より説明をお願いします。
9番委員	ここは農振除外の申請をされたところですが。現地は農地として機能しておらず、竹が生い茂っている状況です。
議長	担当推進委員から説明はありますか。
担当推進委員	先程の説明にあった通り、現地は耕作がされていない状況で植林に関しても、周囲は既に植林されている所もあり、特に問題はないかなと思います。
議長	説明について何か質問はありますか。
10番委員	植林で5条申請は珍しいと思いますが、植林以外に何か目的があるのでしょうか。
事務局	調べたところ、申請地の周辺が譲受人の〇〇さんの山林となっていて、申請人の実家は製材所ですので、それが関係していると思われます。
議長	他に質問はありませんか。 無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成として扱います。 次に2番について事務局より説明をお願いします。
事務局	番号2について説明いたします。位置図は3頁をご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇です。登記地目・現況地目共に田となっています。登記面積は465平米です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん48歳、宅建業の方です。譲渡人は〇〇

	<p>区の〇〇〇〇さん75歳、農業の方です。転用の目的は宅地分譲で、宅地2区画が計画されています。農地区分は用途区域の指定がされていますから3種農地です。周囲の状況ですが、東と南は田、西と北は道路となっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで条件もありとなっています。番号2の説明は以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
11番委員	<p>東と南に田がありますが、こちらへの用水確保のため道路沿いに有蓋の水路を設置するそうです。また、生活雑排水については合併浄化槽を設けるとのことです。</p>
議長	<p>只今の説明について質問や意見はありませんか。 無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成とし、許可相当として県へ送付します。 次に議案第44号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>総会議案・説明資料の5頁をご覧ください。位置図は4頁を併せてご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇〇〇番地でございます。登記地目・現況地目共に畑となっています。登記面積は300平米です。申請人は〇〇区の〇〇〇〇さん65歳、会社員の方です。農地区分は2種農地です。転用の目的は駐車場及び家庭菜園となっています。施設の概要は5台分の駐車場64平米、家庭菜園100平米、通路その他136平米になっています。周囲の状況ですが、東と西は宅地、南は道路、北は畑となっています。備考欄に記載のとおり関係部署との協議はしてありまして、条件は無しとなっていますが、始末書を提出してあります。この案件は利用状況調査で無断転用が判明し、今回転用の申請をされているものです。番号1の説明は以上です。</p>
議長	<p>始末書の読み上げをお願いします。</p>
	<p>(始末書読み上げ)</p>
議長	<p>ここで担当委員より説明をお願いします。</p>
8番委員	<p>申請地は既に埋め立てがしてありまして、駐車場として利用されています。若干畑が残りますが、家庭菜園として利用するとのことです。</p>
議長	<p>只今の説明について質問はありませんか。 無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成とし、許可相当として県へ送付します。 次に2番について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2番の説明をします。位置図は5頁をお願いします。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇〇番地〇でございます。登記地目・現況地目共に畑となっています。登記面積は152平米です。申請人は〇〇区の〇〇〇〇さん61歳、農業(〇〇〇〇〇〇)の方です。農地区分は用途区域が指定されているため3種農地です。転用の目的は駐車場及び農業用資材置き場となっています。施設の概要は4台分の駐車場40平米、農業用倉庫12平米、通路その他100平米となっています。周囲の状況ですが、東と西と南は宅地、北は道路となっています。備考欄に記載のとおり関係部署との協議はしてありまして、条件は無しとなっていますが、始末書の提出がされています。番号2の説明は以上です。</p>
議長	<p>始末書の読み上げをお願いします。</p>
	<p>(始末書読み上げ)</p>
議長	<p>ここで担当委員より説明をお願いします。</p>
4番委員	<p>先程の始末書の中にありましたが、自宅前の畑が道路並みの高さがあったため、トラックや資材の置場として利用していたようです。</p>
議長	<p>只今の説明について質問はありませんか。</p>

	無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成とし、許可相当として県へ送付します。 次に3番について事務局より説明をお願いします。
事務局	3番の説明をします。位置図は6頁をお願いします。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地及び〇〇番地でございます。登記地目・現況地目2筆共に畑となっています。登記面積は98平米と182平米です。申請人は〇〇区の〇〇〇〇さん72歳、農業の方です。農地区分は2種農地です。転用の目的は植林となっており、クヌギ60本を植える予定となっています。周囲の状況ですが、東は道路、西と南と北は畑となっています。備考欄に記載のとおり関係部署との協議はしてあり、条件は無しとなっています。農振除外の申請がされていて、許可が出ています。番号3の説明は以上です。
議長	担当委員より説明をお願いします。
8番委員	現地の周辺は茶畑ですが、西側と北側は茶畑ではないので、特に問題はないかと思えます。
議長	担当推進委員さんから補足して説明はありますか。
担当推進委員	西・南・北側が畑と事務局から説明がありました。実際に茶畑があるのは東と南側で、西と北側は畑としての利用はないので、日照に関しても特に問題はないかと思えます。
議長	説明について何か質問はありませんか。 無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成として扱います。 次に議案第45号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を審議します。事務局の説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料の6頁をお開きください。1番について説明いたします。位置図は7頁も併せてご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇〇番地でございます。登記地目及び現況地目は畑となっています。登記面積は3517米となっています。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん90歳、農業の方です。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん62歳、無職の方です。譲受及び譲渡理由は相手方の要望と経営縮小となっています。譲受人の〇〇さんは申請地の西側に畑をお持ちで、こと併せて自家用の野菜を栽培するとのこと。農地法第3条の現地確認調書につきましては、〇〇(〇〇)委員さんと〇〇(〇〇)農地利用最適化推進委員さんで行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名がされているところでございます。番号1の説明は以上です。
議長	只今の説明について質問はありませんか。 無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成とし、許可相当として県へ送付いたします。 次に議案第46号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」事務局より説明をお願いします。
事務局	次に議案第46号について説明いたします。総会議案・説明資料は7頁から15頁までとなります。この案件につきましては1議案の23件でありまして、13頁から14頁の15番から20番はあっせんによる所有権移転です。この総会後に売り手の方から農業公社へ所有権が移ります。15頁の21番・22番・23番は農地中間管理機構との貸借となる案件です。利用権設定されている案件が14件です。14件全てが再設定(更新)となっています。14件の利用権を設定されているうち、使用貸借権は4件で、賃貸借権が10件です。賃貸借権10件のうち、現金扱いが3件で、物納扱いが7件です。契約期間については、30年が4件、20年が1件、10年

	が2件、5年が5件、3年が2件となっています。ここで使用貸借権が設定されている案件について若干説明します。8番・10番・11番・13番の4件は親子関係で、農業者年金の経営移譲に伴う更新となっています。農地中間管理機構との貸借は3件で、3件とも貸借権が設定されておりまして、契約期間は10年となっています。議案第46号の説明は以上です。
議長	只今の説明について質問はありませんか。
9番委員	番号1の所有者と耕作者、番号3の所有者の年齢が記載されていないですが、何歳の方ですか。
事務局	番号1の所有者が76歳、耕作者が64歳で、番号3の所有者は74歳になります。
議長	他に質問はありませんか。 無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成として扱います。 次に報告第15号「農地等形状変更届出について」事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第47号について説明いたします。総会議案資料の16頁をご覧ください。位置図は8頁も併せてご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地及び〇〇番地でございます。地目は共に田で、面積は464平米と168平米でございます。届出人は所有者の〇〇〇〇さん、〇〇区の方です。形状変更事由及び変更後の利用目的ですが、申請農地北側にある水路石垣が崩壊しそうになって来ており、耕作機械を入れないで済む畑に転換するそうです。 なお、〇〇さんは申請地の水路・道を挟んだ北側にも畑を所有されていて、こちらでもミカンの栽培をされているそうです。周囲の状況ですが、東は道路と水路、西は道路、南は宅地と道路、北は水路になっています。申請地は農振除外地です。地元との協議はしており、条件はなしとなっています。説明は以上です。
議長	担当の〇〇委員さん何か補足して説明はありませんか。
4番委員	申請地の北側には水路がありまして石垣が積んでありますが、田のために水を入れ、耕作機械を入れてしまうと崩落の恐れがあるため、水田としての利用は諦めて、畑に形状を変えたいとのことでした。
議長	只今の説明について質問はありませんか。 無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成として扱います。 以上を持ちまして、本日提出された議案審議を終わります。
	(午後3時30分終了)

	この会議録は、委員会書記をもって記録せしめたもので、その内容は正当なものと認め、ここに署名委員とともに署名する。	
	令和2年2月3日 鹿島市農業委員会	会 長 ⑩
		2番委員 ⑩
		9番委員 ⑩
		事務局長 ⑩